

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会を目指して“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。



☎ 人権・市民相談課 ☎ 271

■ 富士見市男女共同参画プラン(第4次)の中間見直しを行いました

富士見市男女共同参画プラン(第4次)は令和3年度~令和12年度を計画期間とし、中間年度および必要に応じて見直しを行うこととしています。今回、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や法制度の新設、施策の進捗状況などを踏まえ、部分的な見直しを行いました。今後は、下記の5つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会を進める意識づくり

- 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現のため、固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進に取り組めます。

基本目標Ⅱ

男女の人権を尊重したまちづくり

- 家庭・学校・職場・地域等のあらゆる場における様々なハラスメント防止のため、意識啓発に取り組めます。
- 困難な問題を抱える女性が、適切な支援を受けられるよう、相談窓口及び支援体制の充実に取り組めます。
- 性は多様であることや、性的マイノリティが抱える問題を理解し、偏見や差別をなくすため、啓発と環境整備を進めます。

基本目標Ⅲ

配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

- 配偶者やパートナー等からのあらゆる暴力の根絶を目指し、意識啓発に取り組むとともに、DV被害者への支援体制の充実を図ります。
- 犯罪を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、犯罪被害者等への適切な支援を行います。

基本目標Ⅳ

あらゆる分野に男女が共同参画できる環境づくり

- 職場・地域社会などのあらゆる分野において、男女がともに責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- すべての人に大切なワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のため、多様な働き方への支援や地域で支える子育て支援を進めるとともに、介護家庭を支える福祉の充実を図ります。

基本目標Ⅴ

地域における男女共同参画のまちづくり

- 幅広い世代や多様な地域住民が、それぞれの立場やライフスタイルに応じて、地域の活動に参画できるよう、環境づくりを進めます。
- 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を推進するとともに、災害時には、男女のニーズの違いや、高齢者、子どもなど、あらゆる市民に配慮した避難所の運営に努めます。

本プランは、男女共同参画社会基本法に基づく「市町村男女共同参画計画」、DV防止法に基づく「市町村基本計画」、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」および困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」として位置づけられています。

詳しくはこちら▶



6月23日~29日は男女共同参画週間

毎年6月23日~29日の1週間を「男女共同参画週間」とし、全国でさまざまな取り組みを行っています。職場、学校、地域、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するため、一人ひとりができることを考えてみませんか。

■ 男女共同参画週間関連イベント

パネル展示「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」

とき 6月18日(木)~26日(金) ※最終日は午後4時まで

場所 市役所本庁舎1階市民ホール

関連図書の展示

とき 6月2日(火)~30日(火) **場所** 中央図書館